

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年1月16日(2014.1.16)

【公表番号】特表2013-517336(P2013-517336A)

【公表日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2013-024

【出願番号】特願2012-548361(P2012-548361)

【国際特許分類】

C 09 J 167/00	(2006.01)
C 09 J 171/00	(2006.01)
C 09 J 175/04	(2006.01)
C 09 J 11/06	(2006.01)
C 09 J 201/06	(2006.01)
C 09 J 125/14	(2006.01)
C 09 J 133/08	(2006.01)
C 09 J 133/10	(2006.01)
C 09 J 7/02	(2006.01)
B 32 B 27/36	(2006.01)
B 32 B 27/40	(2006.01)

【F I】

C 09 J 167/00	
C 09 J 171/00	
C 09 J 175/04	
C 09 J 11/06	
C 09 J 201/06	
C 09 J 125/14	
C 09 J 133/08	
C 09 J 133/10	
C 09 J 7/02	Z
B 32 B 27/36	1 0 1
B 32 B 27/40	

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月22日(2013.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 少なくとも2個の架橋性アルコキシラン基を有するポリエステルプレポリマー、ポリエーテルプレポリマーおよび/またはポリウレタンプレポリマーであって、2000~30000g/molの分子量を有するプレポリマー、25~80重量%、ここで、該プレポリマーの少なくとも50%はポリエステルポリオールに基づく、

b) 130以下の中沸点を有する有機溶媒、75~19重量%、

c) 1個以上の無水物基を含有するポリマー、オリゴマーおよび/またはモノマー、1~20重量%、

d) 添加剤、0~15重量%

を含有する架橋性ワンパック貼合せ用接着剤であって、  
該接着剤の粘度は 15 ~ 45 で測定して 50 ~ 20000 mPa s (DIN ISO 2555による)である、架橋性ワンパック貼合せ用接着剤。

【請求項 2】

ポリエステルプレポリマーまたはポリウレタンプレポリマーは、少なくとも 2 個の OH 基を含み 400 ~ 25000 g / mol の分子量を有するポリエステルポリオールから製造される、請求項 1 に記載のワンパック接着剤。

【請求項 3】

プレポリマーは、トリアルコキシシラン基、特にトリエトキシシラン基またはトリメトキシシラン基を含有する、請求項 1 または 2 に記載のワンパック接着剤。

【請求項 4】

無水物基を有するポリマー、オリゴマーおよび / またはモノマーは 25 で固形の化合物である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載のワンパック接着剤。

【請求項 5】

ポリマー、オリゴマーおよび / またはモノマーは環状の無水物基を有する、請求項 4 に記載のワンパック接着剤。

【請求項 6】

接着剤は、無水マレイン酸 (MA) 基を有するポリマーを、特に MA / スチレンコポリマーまたは MA / (メタ) アクリレートコポリマーとして、2 ~ 15 重量 % 含有する、請求項 4 または 5 に記載のワンパック接着剤。

【請求項 7】

MA ポリマーは、無水物基を 5 ~ 60 モル % 含有する、請求項 4 ~ 6 のいずれかに記載のワンパック接着剤。

【請求項 8】

フィルム基材を結合するための方法であって、塗布前に C1 ~ C6 アルコールを含有する溶媒を用いて粘度を調整した請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載のワンパック接着剤を使用し、基材上に接着剤を塗布し、フラッシュオフし、続いて第 2 のフィルムを結合させる、方法。

【請求項 9】

フィルム状の軟質基材を結合するための、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載のワンパック接着剤の使用。

【請求項 10】

ポリマーフィルム、紙箔、金属箔および表面処理フィルムに由来する多層フィルムを製造するための、請求項 9 に記載の使用。